## 地方空港受入環境整備事業費補助金交付要綱

平成29年5月30日国空総第128号

国空業第22号

国空計第12号

平成31年3月19日国空総第1682号

国空ネ企第164号

国空計第128号

令和4年8月5日国空総第393号

国空ネ企第17号

国空計第74号

令和4年12月15日国空総第837号

国空木企第43号

国空計第139号

令和5年3月9日国空総第1227号

国空ネ企第77号

国空計第184号

(通則)

第1条 地方空港受入環境整備事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、 予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する 法律(昭和30年法律第179号)及び同法施行令(昭和30年政令第255号)の定めによる ほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、地方空港へのLCC等の国際線の就航を推進するとともに、今後、増大することが見込まれる航空旅客を受け入れる際のボトルネック解消により受入環境の高度化を図ることを目的とする。

#### (定義)

- 第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
  - 一「国管理空港等」とは、空港法(昭和31年法律第80号)第15条第1項に規定する国管理空港(空港整備法及び航空法の一部を改正する法律(平成20年法律第75号)附則第3条第1項に規定する特定地方管理空港(以下、単に「特定地方管理空港」という。)を除く。)及び空港法附則第2条第1項に規定する共用空港(それぞれ第3号に掲げるものを除く。)をいう。
  - 二 「地方管理空港等」とは、空港法第5条第1項に規定する地方管理空港及び特定地方

管理空港(それぞれ第3号に掲げるものを除く。)をいう。

- 三「コンセッション空港」とは、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成25年法律第67号)第2条第5項に規定する国管理空港特定運営事業、同条第6項に規定する地方管理空港特定運営事業若しくは同法附則第3条に規定する共用空港特定運営事業(以下、「特定運営事業」という。)が実施されている空港又は同法附則第14条第1項の特定地方管理空港の運営等(以下「特定地方管理空港の運営等」という。)が実施されている空港をいう。
- 四「訪日誘客支援空港」とは、東京国際空港、新千歳空港及び福岡空港を除く国管理空港等、地方管理空港等及びコンセッション空港のうち、高度な誘客又は就航促進の取組 みを行う空港として認定された空港をいう。
- 五「地方公共団体等」とは空港の所在する地方公共団体、特定運営事業又は特定地方管理空港の運営等を実施する民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者並びに空港法第14条に規定する協議会その他の協議会及びその構成員をいう。

## (補助対象事業等)

- 第4条 国土交通大臣(以下「大臣」という。)は、国際線の新規就航、増便若しくは運航再開、 又は空港の国際線受入環境の高度化に係る事業(以下「補助対象事業」という。)に必要 な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。) について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。
- 2 補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象経費、補助対象事業者 及び補助金の額は、別表第1に定めるものとする。

## (補助金交付申請)

- 第5条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書を、大臣に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の申請書を提出するにあたって、様式第2により課税事業者、簡易課税事業者又は免税事業者の事業者種別を明らかにするとともに、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

# (交付の決定及び通知)

- 第6条 大臣は、前条第一項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の 上、交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するもの とする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

## (交付決定の変更等の申請)

第7条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更 (別表第2に掲げる軽微な事項を除く。)しようとするときは、あらかじめ様式第4による交 付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

## (交付決定の変更及び通知)

- 第8条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、 交付決定の変更を行い、様式第5による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知す るものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

## (申請の取下げ)

第9条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

#### (状況報告等)

- 第10条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第6による事業状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、補助対象事業(別表第1の種目(3)に係るものに限る。)の遂行状況 について、補助金の交付決定に係る国の会計年度の4月1日から11月30日までの期間 について作成した事業状況報告書を、当該年度の12月15日までに、大臣に提出しなけれ ばならない。
- 3 大臣は、補助対象事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を 取るべきことを補助対象事業者に命ずることができる。

#### (実績報告)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した 日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7による事業完了実績報告書 を大臣に提出しなければならない。ただし、別表第1の種目(3)について、補助対象事業 の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第8による 事業年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

## (補助金の額の確定及び通知)

第12条 大臣は、前条本文の規定による事業完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9により補助対象事業者に通知するものとする。

## (補助金の支払い等)

- 第13条 補助金の支払いは、原則として前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法(昭和22年法律第35号)第22条及び予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。
- 2 大臣は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額 を超える補助金が交付されているときは、その超える額の補助金の返還を命ずるものとす る。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

#### (補助金の請求)

第14条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第10による補助金支払請求書を支出官に提出しなければならない。

## (交付決定の取消し及び補助金の返還命令)

- 第15条 大臣は、次の各号に掲げる場合には交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
  - 一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違 反した場合
  - 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行った場合
  - 四 補助対象事業者(別表第1の種目(3)の補助対象事業者を除く。)が補助金の交付を 受けたにもかかわらず、当該年度(地方公共団体における出納整理期間等を含む。)に

地方公共団体等から同額以上の補助金の交付等を受けなかった場合

- 五 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消し に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又 は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

## (消費税仕入控除額の確定に伴う補助金の返還)

- 第16条 補助対象事業者は、補助事業の完了(大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。) 後に、消費税の申告により補助金にかかる消費税仕入控除額が確定したときは、様式第1 1を速やかに提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告があったときは、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納金の額につき、 年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

# (事業の中止等)

第17条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、 様式第12による補助対象事業中止申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければなら ない。

#### (補助金の整理)

- 第18条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する 帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

### (取得財産等の整理)

第19条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下

「取得財産等」という。)については、特別の帳簿を備え、その取得し、又は効用の増加した時期、所在場所及び価格並びに取得財産等に係る補助金等の取得財産等に関する状況が明らかになるよう整理しなければならない。

## (帳簿等の保存)

- 第20条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する 日までの間、保存しなければならない。
  - ー 取得財産等の得喪に関する書類
  - 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

### (取得財産等の管理等)

第21条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

## (取得財産等の処分の制限)

- 第22条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助金交付の目的及び減価償却資産 の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して大臣が別に定める 期間を経過するまでの間、大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分を してはならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第13による財産処分等承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

# (補助金調書)

第23条 補助対象事業者(地方公共団体の補助対象事業者に限る。)は、当該補助対象事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式第14による補助金調書を作成しておかなければならない。

## 別表第1(第4条第2項関連)

# 種目(1)

国際線の新規就航、増便又は運航再開に係る着陸料補助

# 補助対象経費

訪日誘客支援空港(区分2、区分3又は区分4)である地方管理空港等又はコンセッション空港に着陸する国際線にかかる航空機に係る本則の着陸料(補助金の交付を受けようとする会計年度に発生したものに限る。)(以下「着陸料」という。)

※補助対象となる便は以下のいずれかに該当する便のことを言う。

### ①新規就航又は増便

平成29年夏ダイヤ以降に増加(新規就航を含む。以下同じ。)した便(当該増加から3年を経過していないものに限る。)。

※新規就航する定期便(チャーター便の継続的な運航の開始から1年を超えた後に移行した場合を除く。)及び訪日誘客支援空港における運航実績が特に少ない本邦外の地域に存する空港との間を運航するチャーター便については、前年度のチャーター便の運航実績に関わらず、運航した全便を補助対象便とみなすことができる。

#### ②運航再開便

新型コロナウィルス感染症の影響によって運休し、その後運航再開した便(支援開始 日より1年を経過していないものに限る。)。

### 補助対象事業者

# 航空運送事業者

### 補助金の額(※)

訪日誘客支援空港のうち区	着陸料について地方公共団体等の補助する額又は減免
分2として認定された空港	する額以内で、かつ、補助対象経費に2/5を乗じて得
	た額以内の額
訪日誘客支援空港のうち区	着陸料について地方公共団体等の補助する額又は減免
分3として認定された空港	する額以内で、かつ、補助対象経費に1/3を乗じて得
	た額以内の額
訪日誘客支援空港のうち区	着陸料について地方公共団体等の補助する額又は減免
分4として認定された空港	する額以内で、かつ、補助対象経費に1/4を乗じて得
	た額以内の額

(※) 国の補助金の額は、補助対象経費から着陸料について地方公共団体等の補助する額を除いた額又は地方公共団体等による減免後の着陸料の額を超えないものとする。また、着陸料について地方公共団体等の補助する額又は減免する額が補助対象経費に 1/3 または補助率を乗じて得た額いずれかに満たない場合には、国は補助しないものとする。

# 種目(2)

国際線の新規就航、増便又は運航再開に必要となる経費補助

# 補助対象経費

訪日誘客支援空港における国際線に係る下記の経費(補助金の交付を受けようとする会計年度に発生したものに限る。)(以下「新規就航等に係る経費」という。)

- ・事務所、チェックインカウンター、チェックイン機の設置・増設経費
- ・事務所、チェックインカウンター、チェックイン機等のターミナル施設の使用に係る経費
- ・旅客サービス、ランプサービス等のグランドハンドリング経費
- ※補助対象便の考え方は(1)と同じ。

## 補助対象事業者

航空運送事業者

## 補助金の額(※)

訪日誘客支援空港のうち区	新規就航等に係る経費について地方公共団体等の補助		
分1及び区分2として認定さ	する額又は減免する額以内で、かつ、補助対象経費に1		
れた空港	/3を乗じて得た額以内の額		
訪日誘客支援空港のうち区	新規就航等に係る経費について地方公共団体等の補助		
分3として認定された空港	する額又は減免する額以内で、かつ、補助対象経費に1		
	/4を乗じて得た額以内の額		

(※) 国の補助金の額は、補助対象経費から新規就航等に係る経費について地方公共団体等の補助する額を除いた額又は地方公共団体等による減免後の経費の額を超えないものとし、補助上限は1空港につき5,000万円以下の範囲内で応募要領にて定めることとする。また、新規就航等に係る経費について地方公共団体等の補助する額又は減免する額が補助対象経費に補助率を乗じて得た額に満たない場合には、国は補助しないものとする。

## 種目(3)

空港の国際線受入環境の高度化に必要となる経費補助

## 補助対象経費

国管理空港等(東京国際空港を除く。)、地方管理空港等又はコンセッション空港における国際線の新規就航又は増便に必要な下記の経費(単純更新に係るものを除く。) ただし、訪日誘客支援空港については、優先的に取り扱うものとする。

## イ 整備費

- ・ランプバス利用者等の待合施設
- バゲージハンドリングシステム
- ・ボーディングブリッジ、エプロンル一フ

## 口 購入費

・ランプバス(移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成 18 年国土交通省令第 111 号)第 37 条から第 40 条までに規定する基準に適合するものに限る。)、パッセンジャーステップ及びハイリフトローダー

## 補助対象事業者

航空旅客ターミナル施設を設置し、若しくは管理する者又は地方公共団体

#### 補助金の額

補助対象経費に1/3を乗じて得た額以内の額

#### 別表第2(第9条関係)

# 補助事業の内容の軽微な変更

別表第1の種目(3)イ整備費に係る事業のうち、次に掲げるもの以外のもの

- (1)補助対象事業の施工位置を変更するもの
- (2)補助対象事業に係る機材等数量の増減が3割を超えるもの
- (3)機器等の性能若しくは規格の変更で、当該変更により当該機器等の機能が変わるもの